

おんやぐ 議会だより



No. 160

平成23年5月

●発行／千葉県御宿町議会

●編集／議会だより編集委員会

●発行責任者／新井 明



3月議会

平成23年4月21日

御宿小学校・保育所で合同避難訓練が行われました！

～岩和田保育所～

平成23年

3月8日～14日

第1回 定例会

平成23年 3月23日

第1回 臨時会

一般質問 町づくりについてなど4議員が登壇 ……2P

特別委員会の設置や新年度予算(特別会計)など19議案を可決 ……12P

新年度予算(一般会計)を付帯決議案を付して可決 ……16P

平成22年度 一般会計補正予算(第7号)を可決 ……18P

第1回 定例会



▲第1回 定例会

輝きに満ちた活力ある町づくりに向け

4名の議員が

一般質問

※一般質問の内容は要約して掲載しています。

瀧口義雄 議員

町（くわんごう）

Q 国の関連予算が四月一日までに可決されなかった場合、町の予算執行にどのような影響があるのか。また、投資的な予算が年次計画に基づきどのように編成されているのか

A 特例公債法案、予算関連法案が新年度までに可決されなかった場合、政府予算に係る財源の約半分が国債に依存しています。大幅な財源不足が生じ、地方への補助金や地方交付税等に係る予算の執行に支障があるものと考えます。

執行時期を検討せざるを得ない可能性がでてくることを認識しています。

年次計画に基づいた投資的予算は、財政の健全化を踏まえ、後年度における経費の負担等を考慮して、年度間に不均衡が生じないように配慮しています。

平成二十四年度に中学校体育館の建設を控えていることから同年度に事業が集中する事がないように事業量を平準化しています。

平成二十三年度は、継続事業の中山間地域総合整備事業をはじめ、生活道路に係る舗装等の他に新規事業として、B&Gプールの改修や岩和田小学校校舎解体、LED防犯灯の整備、更には消防団活性化計画に基づくポンプ車の更新費用等について予算計上しています。

(答弁：企画財政課長)



▲月の沙漠記念館

Q 機構改革は、財政上の改革と組織体系の見直しがありません。人的な面や負担金、分担金の審査のあり方、効率的な運営を今後どのように考えていくのか

A 職員の異動は、保育士などの専門職は別扱いとなりますが、一般職員は計画的な人事異動を進めています。しかし、五年前の百十一名から十五名もの定員削減を達成した現在、人事異動は大変困難な状況となつ

ています。職員が少ない分、個人の能力を向上させ、少数精鋭を基本に事務に対応しています。

管理職は、概ね三年を目安に、また非管理職は概ね五年を目安に異動対象とし、五年を経過した非管理職員は面接を行い、本人の希望も参考にし、適材適所の配置を念頭に計画案を作成しています。

(答弁：総務課長)

A 町単独の補助事業は、内部の負担金審議会

で審議しています。委員
長は総務課長がなり、企
画財政、総務、税務住民
課の補佐クラス以上の者
が担当されています。今後
外部を入れられるかどう
か、検討したいと考えて
います。

(答弁：企画財政課長)

Q 学校に導入したナン
バーディスプレイや
携帯電話等を利用した緊
急連絡システムを、保育
所、児童館にも設置は考
えていただけるか



▲御宿小学校 入学式

A 保護者会で検討し、
連絡網の整備を進め
ていく事になっています。
今後は、小学校の設置
状況を参考に検討します。

(答弁：保健福祉課長)

Q 特色ある教育の推進
動の導入について(外国語活
動の導入)

A 小学校は、来年度か
ら年間三十五時間、
外国語活動が新しい学習
指導要領の中でスタート
します。

また、外国語の指導助
手は、中学校を中心に、
小学校についても活動し
ています。

(答弁：教育課長)

Q 矢田団地と岩和田団
地の耐震診断について

A 耐震診断は行ってい
ません。矢田団地は、
今後実施する予定です。

岩和田団地は、耐震診
断というより今後の施設
のあり方を根本的に整理
する事が急務であると考
えています。

(答弁：建設環境課長)

定住化について

Q 定住化を目指して期
待している事、その
目標の人口規模は。また、
マンション所有者等、空
き家所有者への実態調査
について

A 町を運営する上で一
定の人口を保ち、増
加していくのが町政、財
政運営の面でも重要と認

識しています。

国勢調査の速報値によ
ると、五年前七千九百四
十二人が今回二百四人減
り七千七百三十八人、減
少率は二、五七パーセン
トです。近隣と比較する
と減少率は少ないという
状況です。

次の総合計画を策定す
る中で人口想定や目標に
ついて議論したいと考え
ますが、やはり八千人は
確保したいと考えています。
御宿に居住せず、別荘
とかマンションをお持ち
の方は約千八百人います。
定住用のパンフレットを
つくり、イベントや有楽
町のふるさとプラザ等で
配布しています。より効
果を上げるために実態調
査を行うことも大変重要
と認識しています。

(答弁：企画財政課長)

Q 雇用について、企業
誘致や援助等を考え
る気はありませんか

A 大多喜町等で企業誘
致の雇用に対して援

助制度があるので、これ
について大多喜町を含め
先進事例を調査し、今後
検討を進めます。

(答弁：企画財政課長)

Q 県の新規政策である
買い物弱者への対策
費二千万円を活用して、
町路線バスの土日運行や
運行範囲について、拡充
ができませんか。また、
地元の商工会、商店街の
育成に活用できませんか

A 実谷、七本、上布施、
高山田を経由し公民
館までの路線バスを平
日三便運行しています。
本年度四月から先月二
月までの利用者は延べ
千三百五十二人で、一
日平均六、一人です。

一昨年、増便について
地元の区長に意見を伺い、
当面は現状維持になって
います。その後、要望を
受け、利便性の向上の面
から停留所の手前でも乗
車できる等の改善は行っ
ています。

しかし、高齢化率が

四十パーセントを超え
た中で、定住化の面も
含め、交通弱者に対す
る対策は大きな課題で
す。今後、区長会や次
期総合計画策定の中で
協議します。

(答弁：企画財政課長)

A 買い物の範囲の目安
は徒歩で半径五百
メートル、自転車で一キ
ロメートル、マイカーで
十五分以内と言われてお
り、高齢化が進むとマイ
カーが利用できない住民
も増えることが推測され、
地域の商圏区域の重要性
が益々大きくなると考え
ます。

近隣では大型店の進出
により、廃業する商店も
増えています。消費者が
地域の商店の重要性を再
認識する施策が必要だと
考えます。今後、商工会
や商店振興会などの各団
体と商店街の必要性につ
いての広報活動などを検
討します。

(答弁：産業観光課長)

Q 勝浦市、大多喜町、御宿町で新たな経済圏として連携について

A 観光では地域連携を図る目的で、夷隅地域で実施しているイベントを活用したPR活動や物品の販売などを実施しています。今後、行政をはじめ、産業、経済とできるだけの多くの意見交換の場を持ち連携していきます。

(答弁：産業観光課長)

Q 月の沙漠記念館前の建物の運用について

A 月の沙漠複合インフォメーション施設が二月に完成し、月の沙漠広場は多くのイベントに活用していることから、年間の飲食店営業許可及び魚介類販売許可を取っており、年間を通じての飲食の営業が可能な施設になっています。

今後、関係団体とこの運用方法を協議し、対応可能であれば、自動車な

どの鍵や荷物の預かり業を検討します。

(答弁：産業観光課長)

Q 御宿の海を大切に、通年利用するサーファーに月の沙漠記念館前のシャワーを温水にできないか

A サーファーは、社会人として活躍されている人も多く、観光産業の可能性を含めた来訪者として考えています。

月の沙漠記念館前シャワーは、地下水を利用しており、温水シャワーにした場合はボイラー施設やシャワー施設の全面改修、また水道に切りかえる必要があるほか、生業として行っている事業者との調整や年間の維持管理費等の問題が想定されます。

月の沙漠記念公園周辺の活用を進める上で、可能性について関係団体を含めて慎重に検討します。

(答弁：産業観光課長)



▲月の沙漠記念館前シャワー施設

四者協定について

Q 行政、住民、企業の不利益な状態を早急に解消し、町の環境施策や発展に係る問題について伺いたい。まず、平成十八年一月二十七日の確認書の説明を求めます

A 四者協定の中の確認書の内容は、第一条が「四者協定のC地区、D地区のA地区、B地区内に未着手のまま事業者が所有する四者協定の第二条

の開発計画書に定める事業用地、学校用地等の用途は、需要等を考慮して事業者が両町と協議の上で変更できることを確認したという内容のご指摘だと思えます。これについて以前に、条文中、事業者が町と協議の上、変更できることを確認するということが一方的ではないかとの指摘をうけています。これについては事業者側、本社に確認してあります。本社の意見として、一方的ではなく、

お互いに協議してという認識を持っていてという回答を得ています。また、造成は開発許可に基づいて基盤整備と開発事業、これを県と事業者があわせてやるようになっていきます。それについて造成は完了したということの確認をしています。

(答弁：企画財政課長)

Q 将来は町に移管するという協定がある中で、平成十八年の確認書で学校、保育園用地は需要等により用途変更も可能になった。小学校、保育園をつくる計画が当面ない中で公共施設に資するという形に文言を変え、期限を切れば町に早急に返還が可能になる。学校、保育園用地を削除して、公共に資するという変更をするのか伺います

A 御宿台開発事業は、非常に長い歴史があります。そういう中で、四者協定は、四者の平等性あるいは公平性の中で



▲月の沙漠複合インフォメーション施設

行い、この地域が発展を
してきたと理解していま
す。この確認書において
も同じ平等性、公平性の
理念でなされていると理
解しています。

(答弁：町長)

この確認内容が実施段
階になった場合は、平等
公平性という面を害さな
いようにきちんと対応し
ていきたいと考えていま
す。また、小学校用地は、
これから三者協議もあり
ますが、区民または町民
から広く意見をいただい
て、公共用地として移管
を受けるということで対

応したいと思えます。

(答弁：町長)

Q 環境保全条例について
そこは適用地区なのか

A 環境保全条例は、御
宿町全区域が対象と
なっています。第七条で
は空地地に関する施策と
いうことで、土地が放置
されることにより、環境
衛生上、防火上等に支障
がないよう必要な施策を
講ずるものとし、草刈り
等について所有者へ通知
しています。

(答弁：建設環境課長)

Q 課税に関して、宅地と
雑種地の違いは

A 固定資産税におけ
る宅地の認定基準は、
建物の敷地及びその維持
のために必要な土地とさ
れています。また、建物
が建築されていない土地
であっても、土地全体と
しての状況、使用実態等
から見て、建物の敷地の
用に供されるものである
ことが明らかかなこと。例
えば建物新築の基礎工事
に着手している状態で道
路、電気、水道、排水設
備等が整っている場合や、
いわゆる分譲宅地のように
道路、側溝等で区画が
整備されている場合など
が宅地と認定しても差し
支えないとされています。

雑種地は、宅地、農地、
山林等に該当しないもの
です。

(答弁：税務住民課長)

Q 評価基準における地目
の認定は、当該土地の
現況及び利用目的に重点
を置き認定する。登記上
宅地で工事は完工し、下
水道、水道、電気も終わっ
ている。なぜ雑種地として
認定したのか

A 固定資産税の課税
に係る地目の認定は、
近隣の状況や登記地目
にかわりなく、その土地
の利用目的に重点を置い
て、土地全体の状況を観
察した上で行うものとさ
れています。

また、地目変更につい
ては、山林等が造成され
た場合、家屋の建設や宅
地としての販売開始など
客観的に見て宅地である
ことが明らかかな時点で宅
地として認定を行って
います。

質問の土地は、このよ
うな現況ではないことか
ら、雑種地として認定し
ています。

(答弁：税務住民課長)

貝塚嘉軒 議員

**町長マニフェストと
の整合性、具体的な今
後の展開や新年度予算
に反映されている取り
組みについて**

億四千万円となっていま
す。

経常収支比率は平成二
十二年度が八十八・二パー
セント、平成二十三年
度は一七ポイント好転し、
八十六・五パーセントで
す。

Q 投資的経費、経常経費
の比率、昨年度予算と
の比較について

投資的経費は平成二十
二年度が全体の六・一パー
セントで、平成二十三年
度は十二・七パーセント
になっています。

(答弁：企画財政課長)

A 平成二十二年度当初
予算と比べ、今年度
は二億一千万円増の三十一



▲御宿台地区の該当地



▲岩和田保育所 入所式



▲ほっとサロン（地域福祉センター）

Q 福祉の町づくりで現状の改善に取り組みたいという事ですが、介護施設の入所待ちの方は何名いますか。

また、待機待ちを一日も早くなくすという考え、政策はありますか

A 特養老人ホームの待機者は、現在六十三名です。内訳は、在宅の方が二十五名、病院に入院されている方が十五名、老人保健施設にいる方が二十二名で、療養型の方が一名です。基本的に介

護を必要とする方は在宅で暮らしたいという意向が非常に強い状況があります。

現在介護認定されている方は四百六十三名います。そのうちサービス利用をされている方が三百五十五名です。今年度から地域包括支援センターに保健師と社会福祉士、センター主任を配置し、痴呆の方や予備軍の方を定期的に見て、入所の判断をしています。

（答弁：保健福祉課長）

Q 海岸ビーチサイド計画について

A 海岸ビーチサイド計画は、美しい網代湾の資源を活用した三つの骨子を体系とする計画づくりの指針を受けています。一点目は、網代湾を中心とした自然景観を磨き上げ、海浜景観の保全に努めること。

二点目は、漁獲高が年々減少傾向にある漁業者などが観光事業者と連携を図ることによって、海業の活性化を図ること。三点目は、海岸、網代湾を活用したマリンスポーツなどのイベントの開催を検討する。

以上の三つの柱を推進することによって、ビーチ文化をさらに発展させ、食文化の伝承や雇用の促進を図り、新たな観光産業を創造することを考えています。

（答弁：産業観光課長）

Q 駐車場の改善について

A 既存の民間の駐車場の連携による強化、大型バスの受け入れ対応ができないメキシコ記念公園の駐車場の整備についての調査を予算に計上しています。

（答弁：産業観光課長）

Q 職員の意識改革と、サービスの実践について

A フレックスタイムの実施は、平成二十一年四月から窓口業務サービスの拡充を図るため、試行的に一年間実施しました。時間については、午後五時半より午後七時までの一時間半の業務延長を行いました。一日平均一件に満たない利用率でした。

これを補完する意味で昨年四月からサンデーオープンを試行的に実施しています。第三日曜日上午九時から十二時までの三時間、税務住民課の住民係窓口で実施をして

います。あわせて公民館での窓口サービスの拡充を図るため、これまでの住民票発行に加え、四月から新たに印鑑証明等の発行を開始しました。

サンデーオープンの実施状況は、二月までに十日間実施し、二十八名、一日平均三名の利用状況でした。利用者から継続の希望もあり、試行期間を一年間延伸し、平成二十三年度の利用状況を参考に、恒久的な制度とするかを検討します。

職員は、平成二十一年四月から窓口業務サービスの拡充を図るため、これまでの住民票発行に加え、四月から新たに印鑑証明等の発行を開始しました。



▲大型バスの進入ができないメキシコ記念公園駐車場

職員の削減により、職員一人当たりの業務量は増加しています。また、政府の進める地方主権改革では、市町村の企画、立案能力と遂行力により、大きく差が出るものと考えられます。職員は少数精鋭として業務を遂行する必要があります。研修に積極的に参加させ、スキルアップを図り、人材の有効活用に努めます。

地方公務員は、納税者である地域住民全体の福祉の増進を図るため働くことを改めて認識し、公

共の利益のために勤務し、かつ職務を遂行しよう職員全体で努めていきます。
(答弁：総務課長)

Q 旧岩和田小学校跡地について、どのような利用の仕方を考えているのか

A 岩和田小学校については、昨年十一月に区から町長に要望書が上がっています。岩和田児童館が三十八年以上経過し老朽化しているので、児童館の移転、また区の会議室等、老人クラブ、子供会などの交流の場を

という要望です。

今回の予算は、旧校舎棟を撤去して整地し、その後六軒町側の擁壁がある程度劣化していますので、直します。特別教室の耐震については調査結果で一階部分の理科室そこに一定の耐震補強をすれば、特別棟はもつと

という診断が出ています。それと、トイレが体育館と旧校舎棟しかありませんので、特別教室側にトイレをつけてほしいということと、小学校協の進入路が狭いので、グラウンドから校舎に向けて道路の拡幅をしてほしい

という要望があわせて提出されています。
(答弁：企画財政課長)

白鳥時忠 議員

近隣自治体との関係について

Q 市町村合併について

A 合併問題は、現時点に至り、一段落したと考えています。

およそ八千人の人口の中で、地域のコミュニティをつくるには、非常に理想的な人口ではないかと思いますが、地域の文化を大切にしながら独自の道を歩みたいと考えています。
(答弁：町長)

A 夷隅郡市では平成十九年度に総務課長、企画財政課長、県合併担当課長も参加する夷隅地域合併協議会を立ち上げ、各市町の行財政の状況や

合併した場合の検討協議を行いました。この会は新合併特例法の期限内、平成二十二年三月までの

合併の可能性を検討するための会議であり、現在では中断をしています。
(答弁：総務課長)

行財政改革について

Q 定員適正化計画において職員十名の削減の目標に至った経緯について

A 平成十七年に定員適正化計画を策定し、職員を削減しました。予算に占める人件費の割合がその当時二十八パーセントぐらいでしたので、この人件費を削減するべきということ、この計画を進めてきました。
(答弁：総務課長)

Q 現在の職員数とその人数が適正かどうか今後の定員適正化計画について

A 職員数は九十六名です。地域主権改革の



▲御宿保育所 入所式

Q 地域連携の現状と展望について

A 個別の地方自治体では処理が困難な事業への対応のため、特定の事業、医療、消防水道などについて一部事務組合を組織し、事務を共同処理しています。

地域主権改革は、地方自治法の抜本的な改正など地方自治体にとり大きな変革がなされようとしています。また、交付税を初めとする国の財政措置は、今後大幅に見直し

(答弁：総務課長)



▲旧岩和田小学校

が予想されます。

こういう状況ではなお一層の地域連携を強化し、共同処理できるものは共同処理の方向で検討を進めたいと考えています。

(答弁：総務課長)

Q 外部委託について

A 施設管理面ではパークゴルフ場、地域福祉センター、駅前観光案内所は指定管理制度で委託しています。

このほか清掃センター運営管理業務、水道の検針業務、これらは民間会社へ委託して経費の削減、施設の維持管理、機能の向上を図っています。

今後は費用対効果、また住民サービス向上、住民参加等いろいろな観点から判断し、可能なものは外部委託を検討します。

(答弁：企画財政課長)

Q 臨時職員の現状と活用について

業務において正職員でなければいけない理由を伺います

A 臨時職員は、現在五十六名います。国の緊急雇用対策により、十名ほど雇用しており、通常ですと四十五名ぐらいで対応しています。

正職員でなくてもできる業務は、臨時職員対応が経費的には望ましいと考えています。臨時職員は、あくまで

も臨時的な業務に対して対応する職種です。これは地方公務員法第二十二条で位置づけをされています。責任のある業務は、やはり常勤職員、一般職

で対応せざるを得ないと認識しています。

(答弁：総務課長)

Q 自主財源の確保についての取り組みについて

A 行政改革大綱や集中改革プランに基づき、行革を進めるとともに、徴収体制の強化による町

税の確保、使用料の見直しやバナー広告、また活力あるふるさとづくり基金の創設等により自主財源の確保に努めてきました。

また、同時に町の借金である地方債残高、地方債の借入れを極力抑え、基金の積極的な積み立てを行ってきました。

平成十七年度末では、町の借金である町債は起債残高が四十三億六千万円でしたが、平成二十三年度末では三十二億三千万円、また財政調整基金は平成十七年度末で一億二千万円が平成二十二年

度末では三億五千万円になる見込みです。学校建設基金は平成十七年度末では七千八百万円が今年度末では二億円となる予定です。

しかし、今後高齢化社会の進展と長引く景気低迷等により、依然として地方財政は苦しい状況が続いていくと見込んでいます。

(答弁：企画財政課長)



▲御宿パークゴルフガーデン



▲まちづくり推進委員会 安心生活検討部会

Q 町づくり推進委員会の目的と経緯、経過について

います。

組織としては町づくり推進委員会の下に産業振興や環境美化、環境保全等について検討する活力創出検討部会と福祉や子育て教育環境等の向上を検討する安心生活検討部会の二つのワーキンググループを置いています。

活力創出検討部会には全町公園化構想の一環として、住民公募による桜植樹ワーキンググループと産業分野の活性化を目的とした生き生き町づくり検討ワーキンググループが設置され、また安心生

活検討部会には福祉ワーキンググループを設置して活動し、その内容は町づくり推進委員会に報告されます。

また、次期町基本構想策定でも意見をいただく重要な委員会の一つと考えています。

(答弁：企画財政課長)

Q 四月よりリニューアルされるホームページについて、変更した点、また力を注いだ点を伺います

A 町ホームページは、県の緊急雇用創出事



▲御宿小学校児童の町内探検 (町役場)

業を活用し、リニューアルに向けて取り組んでいます。トップページの構成は、情報の充実、検索のしやすさ等に重点を置き、御宿らしさを表現したページとなるよう取り組んでいます。

検索は諸証明、公共施設の利用、各種申請など用途による分類項目と所掌事務をベースにした課別による二系列を準備し、利用者側における目的に応じた検索を選択できるように工夫しています。

らせ版等について別枠でコーナーを設け、最新の情報の一覧が出るよう構成を図っています。

また、地産品や海水浴場の水温、波の状況等について季節に応じ日々新しい情報の更新ができるようトップページによる枠を設けるなど、常に新しい情報へ更新するよう各課にもホームページの担当者を配置します。

(答弁：企画財政課長)

石井芳清 議員

Q 持続可能な町づくり支援事業の評価について

A 大きな成果があったと思います。地域の新たなコミュニティができたのではないかと。営農活動を充実していくための種がまかれたと思っております。このよき成果を忘れずに、さらにコミュニティの広がりを、発展することを願います。

(答弁：町長)

Q 自治基本条例についての理解、また策定する考えはあるのか伺います

A 平成十二年の地方分権一括法の制定により、機関委任事務が廃止され、自治体が自主的に行政運営を行うこととされました。こうした変化に対応し、住民の意思を的確に反映した行政運営を行うための基本的な条例が必要との考えによるものです。

条例の内容は、大きく五点に分かれます。一点目、自治の基本理念やビジョン。二点目、住民の権利や責務。三点目、町づくりのための制度や仕組み。四点目、行政、議会の組織、運営、活動に関する基本的事項。五点目、自治体の最高規範として他条例や計画などの立法指針、解釈指針

一方で、自治基本条例不要論もあります。この種の事項は、憲法や地方



▲布施小学校 入学式

自治法等の法律に書き尽くされており、条例の制定の必要がない。また、努力義務や宣言的内容を規定するに過ぎず、だれにも何も具体的に義務づけるものではないため、法として設定する意味が乏しく、かえって法の権威や遵法精神を失わせると言われています。

今後、先進事例などを参考に検討します。

(答弁：総務課長)

Q 住宅リフォームは、大きな経済効果があります。この住宅助成制度を導入する考えはあるのか、また新年度予算における総額、件数は

A 国・県では、住宅エコポイント、融資制度等の住宅リフォーム助成があります。

町では、昨年より地震災害に強い町づくりを目的に、御宿町耐震改修促進計画を作成しています。平成二十三年度は、国の補助制度を活用した耐

震診断補助を実施する予定で、耐震診断補助は、木造住宅の耐震診断費の補助交付要綱を作成し、上限が三万円の耐震補助を行い、予算は二十件分の六十万円です。

この事業を優先的に実施し、診断等の結果を見ながら、耐震改修補助を考えていきます。

(答弁：建設環境課長)

Q 国や自治体が、労働条件を定めることは、公共サービスの質の向上、賃金改善など、地域経済を活性化させます。公契約条例の制定について伺います

A 公契約条例は公共事業や業務委託などを発注するにあたり、過度の競争から生じる低価格による入札のため、そのしわ寄せが労働者の賃金低下を招いている問題について、労働者の適正な労働条件を確保することで、業務の質の確保と公契約の社会的な価値の向

上を図ることを目的として、発注する工事請負の職種ごときまた業務委託についても、契約の種類ごとに最低賃金を定めています。

現状では、入札制度を行ってまいりますので、これが反映される状況にはありません。

今後、他の自治体を参考に研究してみたいと考えています。

(答弁：企画財政課長)

Q 大多喜ダムの中止は、町の財政、直接的には水道料金への影響が考えられるが、中止に至った経過、町への影響について伺います

A 平成十九年五月に利水者としてダム建設への参画を中止、それに伴い夷隅川流域委員会を開催、県の方針案として、ダム建設事業の中止が妥当だと判断を提示しました。

平成二十年度から二十一年度には、再評価検討

結果について関係者への説明を実施し、夷隅川流域委員会の開催に向けて調整を行う千葉県、南房

総広域水道企業団、大多喜町、大多喜ダム建設対策委員会からなる四者会議の立ち上げをしました。

昨年十二月二十二日に夷隅川流域委員会が開催され、ダムの建設中止が了承されました。

今後の課題として、中止に伴う地元対策費用等は、今後の四者協議の内容によりますので、協議会の推移を注視したいと考えています。

大多喜ダムの建設は、約百四十五億円の事業費でした。その中で利水者の負担分が二十四パーセントで、市町村の出資金がそのうちの三分の一です。中止した場合は、約三十八億円の削減が見込まれています。費用対効果での判断に基づき中止としました。これまでに支出した御宿町の負担は、平成三年度から平成二十年度までで約二

千四百七十万円になります。

また水道料金への影響は、その補償、補てんにもありますが、基本的には水道料金が直接上がるとは考えていません。

(答弁：建設環境課長)

Q 水道事業の広域化の進捗状況について

A 九十九里と南房総地域の水平統合を県は計画して、それに沿って事務を進めてきたが、一番の大きな問題、これが各企業団の中の供給水道料金ということで、御宿町は一立方メートルあたり二百十円ですが、県営水道、北総地域等を含めた水道料金が非常に安い値段であるということ、そのことについて、事務的な作業を進める中で時間がかかると思っています。

(答弁：建設環境課長)

Q 広域ごみ処理場建設の今後の計画について

本事業計画における環境アセスメントの範囲に本町は入るか伺います

A 広域ごみ処理施設の建設計画は、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町を対象区域として、夷隅郡市広域市町村圏事務組合において建設推進の

事務手続を進めています。計画予定地は、いすみ市山田地先であり、隣接市町であるいすみ市、勝浦市、御宿町で住民説明会を実施中です。今後も

具体的な建設場所、施設概要やごみ搬入路など、計画検討が進んだ段階で説明会を実施します。

今後のスケジュールでは、施設整備面では施設計画、環境影響評価調査(環境アセスメント)、建設事業者の選定などを予定しています。

環境アセスメントは、通常ですと半径二キロぐらいの範囲が対象になります。大体、上布施地区の一部、あと実谷の一部を含めた範囲になります。

(答弁：建設環境課長)



▲ごみ収集作業

Q 広域化に伴い住民の負担は軽減される方向になるのかどうか伺います

A 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、御宿町一般廃棄物処理基本計画の策定に着手をしています。これは十年から十五年をめどに、ごみの発生量や処理量の見込み、ごみの排出の抑制のための方策等を設定するものです。

夷隅地域ごみ処理基本計画では、平成二十一年の夷隅地域二市二町全体の一人一日当たりごみ排出量を平成二十一年度の千十グラムから平成二十八年で九百五十グラム、平成三十七年で九百二十グラムに減量することを目標に定めています。

ごみの減量化に最も有効な手段とされているのが指定ごみ袋の有料化です。定額制を実施しているのは、千葉県では御宿町のみです。このことから、平成二十四年度まで

に、指定ごみ袋の有料化を導入したいと考えています。

ごみの減量化による広域ごみ処理施設への町負担金の比率が下がることにより、住民負担による支出が低く抑えられるのではないかと考えています。

(答弁：建設環境課長)

Q 今後のごみ処理についての基本的な考えを伺います

A 平成二十二年度にごみ質の分析調査を行い、ごみ質の割合が一立方メートルの体積の中に紙や布類が約五十二パーセント、プラスチック類が三十二パーセント、あとは枯れ葉とか材木等が五パーセントで、生ごみは六パーセントです。そういう中で、段ボール、布類等を今まで以上に分けて出せば、もっと低い数値にすることが可能だと考えています。

指定ごみ袋が有効な手段になるのは、勝浦市で指定袋を導入したら約十五パーセント減少。一般的には十パーセントぐらい減少するという中で御宿町も十パーセント、最終的には十五パーセントという数値を検討した中で導入を考えたとわけです。

リサイクルの関係は、産業廃棄物関係の基本方針の目標値のリサイクル率が約二十四パーセント以上を目標としている中で、実績で三十一・七パーセントのリサイクル率があります。非常に高い数値になっています。今後、広報を通じて啓発活動を充実していきたいと考えています。

(答弁：建設環境課長)



第1回 定例会

日程第1号 (3月8日)

一般質問のほか、御宿町監査委員の選任など人事案件4件を同意、協議1件が可決されました。

人事

平成二十三年三月三十一日の任期満了に伴い、各委員が選出されました。

御宿町監査委員 (選任)

綱島 勝氏 (新町)

固定資産評価審査委員会委員 (選任)

河崎 修政氏 (久保)

御宿町教育委員会委員 (任命)

浅野 祥雄氏 (実谷)

本吉 幸子氏 (上布施)

竹内 達哉氏 (久保)

協議

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合の組織団体の減少に伴う規約の改正について協議しました。



御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会を設置！

御宿台地区の学校用地等に関する一般質問に対する答弁について疑議が生じたことから、町議会は調査する必要があると認識し、直ちに本会議において調査特別委員会の設置についてを審議し、設置されました。

特別委員会は定例会終了後の継続審査の議決を受け、定例会閉会後も調査活動を行います。

争点

御宿町環境保全条例で、空闲地に関して土地が放置されることにより支障がある場合に必要な施策を講ずるとあり、該当した所有者には町から草刈等を指導しているが、御宿台地区で指導された事がないのは何故か。

平成18年に開発事業の造成工事が完了した御宿台地区の学校用地等の固定資産税の賦課事務は適正なのか。

特別委員会設置

「御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会」について

1. 調査事項

- (1) 御宿台環境整備に関する事項
- (2) 御宿台固定資産税賦課事務等に関する事項

2. 特別委員会の設置

本調査は地方自治法第110条及び御宿町議会委員会条例第5条の規定により、委員6名からなる「御宿台環境整備と固定資産税賦課事務等に関する調査特別委員会」を設置して、これに付託するものとする。

調査特別委員会委員（6名）

委員長	石井芳清	議員
副委員長	白鳥時忠	議員
委員	貝塚嘉軼	議員
"	新井 明	議員
"	小川 征	議員
"	川城達也	議員

3. 調査権限

本議会は1に掲げる事項の調査を行うための権限を上記特別委員会に委任する。

4. 調査期間

上記特別委員会は1に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

条例制定1件、条例改正5件、町道路線の認定・廃止、契約の変更、補正予算6件、平成23年度特別会計予算4件についてを審議し、全て可決されました。



▲布施小学校の図書室

条例制定

御宿町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について

国が創設した地域活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金を有効に活用するため、新たに条例を制定しました。国から町に交付が示されている交付金九百四十万円のうち四百四十万円については小、中学校、公民館に対する図書購入や図書館の環境整備を行います。残金五百万円を積み立てることが可能なため、基金条例を制定し、保育所、児童館等での子供たちの保育環境充実対応を図るための財源とします。

条例改正

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

昨年の人事院勧告を踏まえ千葉県では、職員の自宅に係る住居手当を平成二十五年三月三十一日までの経過措置を設け段階的に減額を行い、平成二十五年四月一日から廃止されます。本町も県に準じて条例の一部改正を行ないました。

御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町条例に準じて職員の住居手当について、条例の一部改正を行いました。

御宿町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

道路法施行令の改正に伴い、千葉県使用料及び手数料条例が改正されたことにより、道路占用料を県に準じた金額にするため、条例の一部改正を行いました。

御宿町消防団条例の一部を改正する
条例の制定について



▲町消防団統一訓練

本条例は、消防組織法第十八条第一項に基づき、消防団について定めたものですが、第一条通則に根拠法令及び設置に關しての記述が漏れていましたため、所要の改正を行いました。

御宿町国民健康保険条例の一部を改正する
条例の制定について

出産育児一時金及び葬祭費の支給を変更するため、条例の一部改正を行いました。

出産育児一時金については、「三十五万円」から「三十九万円」に改め、平成二十一年十月から平成二十三年三月までの経過措置であったものを、四月から恒久化して実施します。

葬祭費については、国保の財政運営が非常に厳しい状況にあることから、他の社会保険と同額程度の支給とし、「七万円」を「五万円」に改めました。

契約変更

御宿町地域情報通信基盤整備工事
請負契約の変更について

本事業は、情報通信格差是正に対応した超高速ブロードバンド環境を町に構築するものです。

ルート変更に伴うケーブル延長の減少、取り付け方の見直し、電柱改修費や補強費が大幅に減少したことから契約金額の変更を行いました。

変更前の契約金額 一億八百五十七万円
変更後の契約金額 九千八百万円

町道路線の認定・廃止

道路の曲線箇所が減少し、地域住民の安全性、利便性の向上が図られる事などから、実谷地先の町道路線の認定・廃止を行いました。

認定 町道二一七五号線
廃止 町道二一五五号線
二六五九号線



▲産業建設委員会委員による現地確認

第1回 定例会

日程第2号 (3月9日)



▲第1回 定例会

補正予算

平成二十二年 御宿町水道事業会計
補正予算(第二号)

昨年発生した濁水に伴い、増加した受水費及び臨時に行った水質検査等について補正を行いました。
収益的収入及び支出予算の営業費用を二百十万三千円増加し、補正後の予算総額を二億六千五百六十万円とするものです。

平成二十二年 御宿町国民健康保険特別会計
補正予算(第四号)

保険給付費の増額や拠出金・交付金の精算と、国保財政安定化のため、一般会計からの繰入金金を財政調整基金へ積立を行うための補正を行いました。

歳入歳出それぞれ四千二百五十七万六千円を追加し、補正後の予算総額を十億九千六百八十四万四千円とするものです。

平成二十二年 御宿町後期高齢者医療特別会計
補正予算(第二号)

前年度繰越金及び保険基盤安定拠出金の精算見込額が算出されたことや医療費の増加による補正を行いました。

歳入歳出それぞれ六百十五万二千円を増額し、補正後の予算総額を一億二千三百二十万五千円とするものです。

平成二十二年 御宿町老人保健特別会計
補正予算(第二号)

老人保健特別会計は、平成二十二年で精算業務が終了となりますが、新たに一般被保険者返納金が発生したため補正を行いました。

歳入歳出それぞれ八十八万五千円を追加し、補正後の予算総額を三百五十三万八千円とするものです。

平成二十二年 御宿町介護保険特別会計
補正予算(第四号)

国・県に係る負担金及び交付金の精算と居宅サービス利用や特別養護老人ホームのサービス利用の増加により補正を行いました。

歳入歳出それぞれ千八百六十七万五千円を増額し、補正後の予算総額を七億四千九十一万三千円とするものです。

平成二十二年 御宿町一般会計補正予算(第八号)

国の補正予算に基づく地域活性化交付金関連について予算計上したほか、国民健康保険特別会計の追加繰り出しや各事業における事業費の精算、実績見込みを行い、適正な実質収支、将来財政需要を見据えた上で、地方交付税等留保財源や予算執行不用額等について財政調整基金への積み立てを行い、将来財政の安定運営を踏まえた補正を行いました。

歳入歳出それぞれ六千五百万円を増額し、補正後の予算総額を三十一億千三百万円とするものです。

第1回 定例会

日程第3号 (3月14日)

平成23年度当初予算は議員発議による付帯決議案を付して可決されました。
※付帯決議案については次ページに掲載しています。

平成23年度 当初予算を可決!

一般会計 31億4,000万円

(対前年度増減率 7.2%)

歳入

・町 税	9億3,211万円	(▲1.4%)
・地方交付税	10億0,000万円	(13.6%)
・国庫支出金	1億3,909万円	(20.7%)
・県支出金	2億2,501万円	(0.9%)
・分担金及び負担金	2億4,810万円	(▲7.4%)
・町 債	1億8,610万円	(35.2%)
・その他	4億0,959万円	(13.4%)

歳出

・議会費	8,711万円	(28.8%)
・総務費	6億7,364万円	(19.4%)
・民生費	7億5,929万円	(10.9%)
・衛生費	5億0,589万円	(▲3.3%)
・農林水産費	7,406万円	(▲43.3%)
・商工費	1億1,968万円	(11.5%)
・土木費	6,733万円	(4.8%)
・消防費	2億1,923万円	(14.2%)
・教育費	1億9,514万円	(23.3%)
・公債費	4億3,562万円	(0.2%)
・その他	301万円	(0.0%)

水道事業会計

収 入	
・収益的	2億7,500万4千円
・資本的	420万1千円
支 出	
・収益的	2億6,550万5千円
・資本的	4,974万8千円

国民健康保険特別会計

予算総額 10億5,320万円 (7.2%)

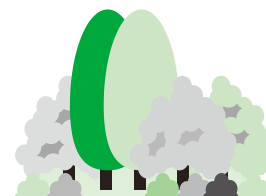
後期高齢者医療特別会計

予算総額 1億1,260万円(▲3.8%)

介護保険特別会計

予算総額 7億5,385万円 (6.2%)

※ () 内は対前年度増減率です。



議員発議

町議会議員全員の賛成により、平成23年度当初予算に対する付帯決議案を提出、可決されました。

当初予算に付帯決議案を提出！

平成23年度一般会計予算に対する付帯決議案

平成23年3月11日、14時46分に発生した東日本大震災は、日本での観測史上最大の巨大地震とされ、地震と津波による被害は甚大なものとなっています。痛ましい犠牲となった方々に対し慎んで哀悼の意を表するとともに、被災者のみなさんに心からのお見舞いを申し上げます。

地震発生から3日経過した今も依然として余震が収まらない中、町内においては、今のところ大きな被害の報告はないが、町民の安全と財産を守る自治体の役割は重大であり、引き続き万全な防災体制を求める。

同時に、国や県、そして近隣の自治体とも連絡を密にして震災に遭われた方々の救援や地域の復興に対して速やかな対応を求める。

なお、本予算の執行においては、かかる未曾有の事態に対し各事業の優先度ならびに財源確保の精査を行なうなど慎重かつ適切な運用を求める。

以上決議する。

平成23年3月14日

御宿町議会

議員全員の賛成により
可決されました！



▲公民館に設置されている義援金箱

皆様からお寄せいただいた義援金は4月21日現在で200万円以上となりました。町議会も義援金並びに募金をいたしました。

日程第1号 (3月23日)

第1回 臨時会



▲第1回 臨時会

平成23年3月23日(水)
第1回臨時会が開会され、補正予算1件が可決
されました。



▲東北関東大震災支援対策委員会

補正予算

平成二十二年度 御宿町一般会計補正予算(第七号)

町では、東北関東大震災に係る被災者に対して、行政と住民及び地域団体が丸となって支援を行うため、東北関東大震災支援対策委員会を設置しました。

被災者の皆様に、ひと時でも心身のケアができるよう、被災者の受け入れ支援事業を実施するため、補正を行いました。

歳入歳出五百万円を追加し、補正後の予算総額を三十一億千五百三十万円とするものです。

福島県南相馬市へ 支援物資を届けました！



▲桜井南相馬市長との会見



▲皆様からお寄せいただいた支援物資をお届けしました。

平成23年4月2日(土)に町長、議長をはじめ議員5名など11名で、福島県南相馬市に支援物資を届けながらお見舞いに行かれました。

桜井南相馬市長とも会見することができ、町の避難者受け入れ事業などについて話し合いをしました。

議 会 改 革

「議会や議員の仕事ぶりが見えない」、「報酬に見合った活動をしているのか」など地方議会の存在意義が問われるなか、町議会では町民の付託に応えるため、議会改革に向けて積極的に協議、検討してまいります。

野沢温泉村議会を行政視察



▲野沢温泉村議会での会議

平成23年1月26日～27日に野沢温泉村議会へ行政視察を実施し、議会活性化や町づくりについて意見交換を行いました。

野沢温泉村議会では、一般質問の1回目の質問に対する答弁書を議員に配布するなど斬新な取り組みを実施しています。

また、議員定数、報酬に関しては、現在議員定数8名で、報酬額も高くないため、一定の収入と時間のあたる者でないと議員になれないといった実態があり、若くてやる気のある者が議員となれる条件整備等が必要という意見が多勢であるという事でした。

各町村議会によって議会運営や取り組みに違いがあり、今後の議会改革に向け大変参考になりました。

議会改革委員会 —中間報告—

議会改革委員会 開催日数 (H 23.4.1 現在)

- 第1回 平成23年1月24日(月)
- 第2回 平成23年2月17日(木)
- 第3回 平成23年2月24日(木)
- 第4回 平成23年3月11日(金)※

※地震により途中で閉会



▲議会改革委員会での会議

議会改革委員会は、議員定数や報酬、迅速な情報発信としての町ホームページの活用、一般質問における反問権、議員同士の討論、議会・議員を評価する制度等の検討を行っています。

議会は政策の決定、監視・評価にとどまらず、住民の多様な意見を反映させた独自の政策立案を行うなどの政策立案機能を高めていくことが重要と考えます。

おめでとうございます

全国町村議会議長会

表彰規程に基づく町村議員表彰



▲中村俊六郎議員、松崎啓二議員、新井 明議長

新井 明議長、松崎啓二議員、中村俊六郎議員の3名が、町議会議員として15年以上にわたり議会活動を通じ地方自治への振興発展に尽力された功績により、全国町村議会議長会から表彰を受けました。

平成23年第1回定例会で表彰の伝達が行われました。

次回定例会

6月中旬を予定

次回の定例会、臨時会については町ホームページ等でお知らせいたします。

皆さん傍聴に来て下さい

手続き簡単。
3階で住所と名前を書くだけです。

傍聴者数

平成22年
(1月～3月)

67人

161人
(1月～12月)

平成23年
(1月～3月)

52人

*町ホームページがリニューアルされ、トップページ、課の紹介・議会事務局から議会情報等がご覧いただけますので、ご利用ください。 町ホームページアドレス <http://www.town.onjuku.chiba.jp/>

編集後記

このたびの東日本大震災により被災された方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

震災後に千葉県旭市、宮城県石巻市、福島県南相馬市にボランティア活動と支援物資を届けてまいりました。

震災直後から今日に至るまでを振り返ると、行政の行動は民間に比べ意思決定が遅く、決定した時には時すでに遅しという事もあります。

御宿町においても町民からの提案を即断、即決できるように今後も御宿町議会として、町民の声に常に耳を傾けるとともに、町民の皆さまから町政に対してご意見・ご提案をしていただければ幸いです。

編集委員長

白鳥 時忠